

鳥取縣公報

縣令

◇鳥取縣令第五十七號

「コレラ」豫防のため傳染病豫防法第十九條により昭和二十一年八月二十二日より同月二十八日までの間左の区域内における漁撈游泳及び河海水の使用を停止し魚具、海藻類の採捕陸揚を禁止する
 本令に違背した者は拘留又は科料に處する

昭和二十一年八月二十二日

鳥取縣知事 林 敬 三

- 一、鳥取縣と兵庫縣との境界線から鳥取市と岩美郡福部村との境界線までの日本海海面（陸地より正北三哩以内）前項海面に注入する河川にして満潮時に海水の到達する地點より下流
- 二、岩美郡福部村大字南田南端より下流の塩見川及同郡

昭和二十一年八月二十二日

外

木曜日

小田村大字延興寺南端より下流の小田川及蒲生川

本署ノ大ハサハ國定規格A5列

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル)

昭和二十一年八月廿二日

第三種郵便物認可